

あなたの創業を応援します！

伊勢崎市

創業促進サポート補助金

創業を促進し、地域経済の活性化や雇用拡大に繋がる事業を新たに伊勢崎市内で創業する人を対象に、創業時に掛かる経費の一部を補助します。

※申請の受け付けは、令和3年4月1日（木）から開始し、交付決定額が予算額に到達した時点で終了します。

補助率

補助上限額

補助対象経費（消費税を除く）の1 / 2以内

100万円（千円未満は切り捨て）

補助対象経費

事業所改装費

事業所の開設に必要な工事費用（工事経費の合計が10万円以上）

備品購入費

事業の実施に必要な備品の購入費用（購入単価が3万円以上）

販売促進に係る経費

販路開拓のための広告宣伝費、チラシ等の印刷費、ホームページの作成費など

具体例

	対象となるもの	対象にならないもの
改装	内外装、建具、間仕切り、厨房設備・空調設備・客用トイレ等、看板、公衆無線LANの設置（回線使用料等は対象外）、事業所等の新築に係る設備工事 など	不動産、外構（塀・車庫・駐車場・物置・防犯カメラ・造園等）、浄化槽、屋外設備、太陽光発電設備、その他（清掃・消臭・抗菌・防虫や消毒等の薬剤散布等）など
備品	客用の椅子・テーブル、商品陳列棚、業務用電化製品、事業のみに利用される特定業務用ソフトウェア、その他業務上必要が認められるもの など	事務用品（OA機器・FAX・カメラ等）、パソコン、車両、家庭用の電気機械・器具、消耗品（紙・文房具・書籍等）、自らの店舗で商品となり得るもの など
販促	広告（新聞折込・雑誌掲載等）、パンフレット・チラシ・ショップカードの作成・印刷、ホームページの作成 など	チラシ・ホームページ等を自分で作成するための紙・インク・ソフトウェア等、既設のホームページの維持管理、DM送付の切手・ハガキ など

※ 工事・備品・広告物等は、伊勢崎市内の施工業者・販売業者への発注（市内業者の見積書・請求書・領収書であること）に限ります。

※ この補助金の交付決定日以前に着手したものの、国・県・市が実施するほかの補助制度の対象となるものは除きます。

※ 実際の対象経費は、事業計画書等の内容を確認した上で判断します。経費が特段高額なもの、事業に必要性が認められないものは、対象になりません。

※ 補助金の対象経費として購入した備品は、台帳を備えて管理する必要があります。また、処分する時は、市の承認が必要です。

補助対象者 次の要件をすべて満たす人が、対象です。

- 1 伊勢崎市内で令和4年3月31日（木）までに事業を開始する人
- 2 市税を滞納していない人
- 3-a 個人事業の場合：開業時に伊勢崎市内に住民登録がある人
- 3-b 新たに会社を設立して事業を開始する場合：会社の代表者となり、伊勢崎市内に事業所を会社の本店又は主たる事務所として法人登記を行う人
- 4 伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業（※）による支援を受けた人
- 5 創業に必要な資格・許認可を既に取り得しているまたは取得見込みである人
- 6 特定創業支援事業相談時及び本補助金交付申請時に事業を営んでおらず、他の法人の代表または役員の職にない人
- 7 3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則として週30時間以上営業を行う人
- 8 事業所の設置について、商工会議所、商工会、近隣商店街等へ情報提供することに同意し、市ホームページ等で創業情報を公開することに同意する人
- 9 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号・第4号に規定に該当しない人
- 10 過去にこの補助金の交付を受けていない人
- 11 伊勢崎市内に事業所を構え、地域経済の活性化や雇用拡大に繋がる事業を行う人

※ 特定創業支援事業

特定創業支援事業は、創業支援事業者（伊勢崎商工会議所・群馬伊勢崎商工会）が、創業希望者に対して、創業に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野について、1か月以上にわたり4回以上の相談支援を行うものです。

支援が完了すると、支援を受けたことの証明が受けられ、この補助金申請のほかにも、会社設立時の登録免許税の軽減措置が受けられるなどのメリットがあります。

相談支援を受けるには、伊勢崎商工会議所（昭和町3919、☎ 0270-24-2211）または群馬伊勢崎商工会（東町2668-1 あずま支所2階、☎ 0270-62-2580）に直接問い合わせてください。

注意：受けられるメリットの対象要件や手続き方法・窓口は、制度ごとに異なります。支援を受ける前に、必ず確認してください。証明書の申請・発行は、市役所商工労働課が窓口です。

補助対象外事業 次のいずれかに該当する事業は、対象外です。

- 1 伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例に基づく中小企業活性化資金の対象とならない業種による事業
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業
- 3 他の者が行っていた事業を承継して営む事業
- 4 フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業
- 5 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等が行う事業
- 6 その他市長が適当でないと認める事業

提出書類

交付申請 商工労働課へ直接提出 **(手続きの流れ①)**

- 創業促進サポート補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 補助対象経費に係る見積書の写し
- 事業所改装費の場合：工事内容が確認できる設計書・図面等の写し、工事予定箇所の写真
- 備品購入費・販売促進に係る経費の場合：カタログ・仕様書等の写し
- 事業所の位置図、現況写真（外観）
- 市税に滞納がないことを証明する書類（市税の完納証明書）
- 伊勢崎市特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書
- 誓約書（様式第3号）
- その他（資格・許認可を確認できる書類の写し など）

実績報告 開業後30日以内に商工労働課へ提出 **(手続きの流れ⑦)**

- 創業促進サポート補助金実績報告書（様式第8号）
- 補助対象経費に係る請求書及び領収書（支払を証明する書類）の写し
- 事業所改装費の場合：工事の経過の分かる写真
- 備品購入費の場合：購入した備品の写真
- 販売促進に係る経費の場合：作成した広告物等の内容の分かるもの
- 事業を開始した日および具体的な営業内容等が分かる書類等
- 個人事業主の場合：税務署の受付が確認できる開業届の写し
- 会社を設立した場合：会社の登記事項証明書または登記簿謄本・抄本
- その他（開業までに取得した資格・許認可を確認できる書類の写しなど）
- 個人事業で申請時に市外住所であった場合：伊勢崎市での住民票の写し

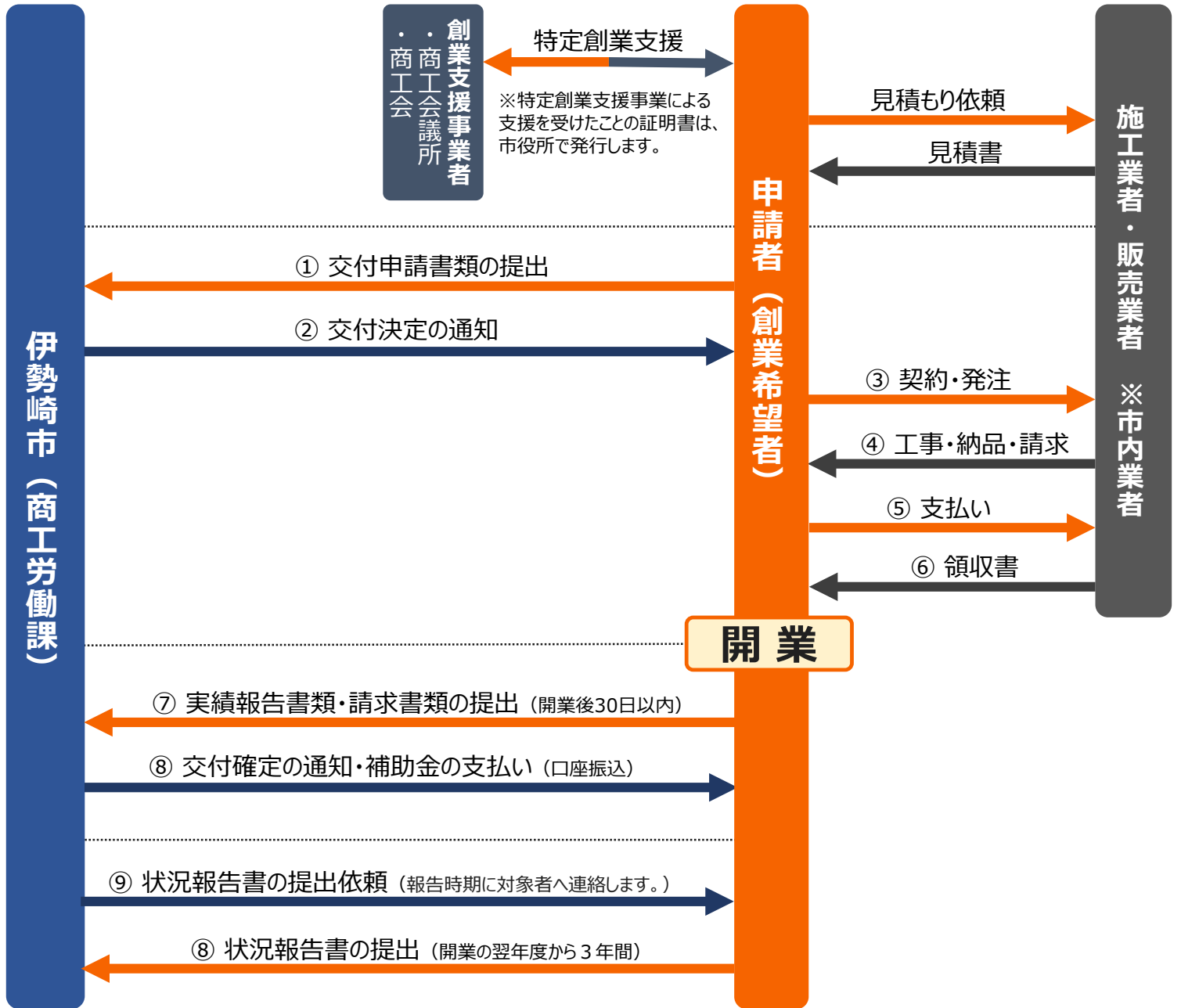
補助金請求 商工労働課へ提出 **(手続きの流れ⑦)**

- 創業促進サポート補助金交付請求書（様式第10号）
- 通帳の写し（振込先が確認できる部分）

事業状況報告 事業完了（創業）の翌年度から3年間、商工労働課へ提出 **(手続きの流れ⑧)**

- 創業促進サポート補助金状況報告書（様式第15号）
- 決算書の写しまたはこれに準ずるもの

手続きの流れ



よくある質問とその回答

Q 市内の施工業者・販売業者とは、どのような業者ですか？

A 伊勢崎市内に住所を置く業者であれば、法人だけでなく、個人経営の大工さんや設備店なども対象です。また、市外に本社がある法人などでも、市内に支店などがあれば利用できます。いずれの業者の場合も、市内の住所が記載されている見積書・請求書・領収書が必要です。

Q 支所の窓口や郵送でも受け付けてもらえますか？

A 事業の詳細や書類内容の確認などがありますので、いずれの手続きも市役所の商工労働課まで直接お越しください。

Q 伊勢崎市外に住んでいる場合は、伊勢崎市内に場所を借りて個人で事業を始めても対象になりませんか？

A 個人事業の場合、開業までに市内に転入していれば対象です。交付申請は市外の住所のままできますが、実績報告書は市内の住所を書いて提出することになります。

Q 補助金の対象となった備品は、開業後に処分できますか？

A 備品は、台帳を備えて管理してください。開業の翌年度から3年以内に処分する場合は、あらかじめ市の承認を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。